

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	北区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <b>固定資産税</b> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <b>規則</b> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域の実情をよく知る地域住民が主体となることを基本に、若い世代をはじめ幅広い世代の地域活動への参画推進、NPOや企業等の参画などマルチパートナーシップの更なる推進、透明性の確保を前提とした地域への柔軟な財政支援といった新しい観点から活力ある地域社会づくりを進める。(平成24年度市政運営基本方針より)</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 地域振興会は、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのあるまちづくりに努め、地域社会の福祉の増進を図ることを目的とした、地域住民による自主的ボランティア活動組織である。その活動内容は地域コミュニティ事業、安全安心まちづくり事業であり、公益的な活動である。集会所はそれら地域活動の拠点であり、地域にとっては必要不可欠なものであるが、地域振興会は収益事業を行っていないため、固定資産税を支払い、集会所を維持していくことは不可能である。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">有</span> <span>・</span> <span>無</span> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	上記②に同じ		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	此花区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、防犯・防災活動に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりに資する。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 当該施設の所有者である地域団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。 当該施設は政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり必要不可欠であるが、大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っているため。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有                      ・                      無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>当該施設の所有者である地域団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。</p> <p>当該施設は政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり必要不可欠であるが、大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っている。</p> <p>本来の地方自治体の役割でもある地域コミュニティの形成に寄与する当該団体の運営において、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。</p>		



④ ③で「有」とした場合、その理由

地域コミュニティの発展のため、住民が集まることができる場が必要である。地域住民が主体となって管理運営している地域集会施設がこの役目を担っており、広く市民が施設を利用することから公益性が高いと考えられる。

また、地域集会施設は公設置と補助設置がある。公設置については、原則、本市が土地・建物の所有者となっているため、固定資産税が課税されていない。補助設置については、土地・建物の所有が地域住民団体となっている場合が多いが、施設の機能や役割を考慮すると公設置と何ら区別がなく、減免措置をすべきであると考えられる。

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	西区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">固定資産税</span> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">規則</span>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域社会の福祉の増進を図る</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 西区地域振興会、西区内各連合振興町会及び振興町会は、地域の連帯感をたかめ、地域社会の福祉の増進とその向上発展を図ることを目的に結成された組織であり、その活動は公益目的に限られ、その財源は町内会費等に限定されるため、財政基盤が脆弱である。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有          ・          無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	西区地域振興会等の組織目的である地域コミュニティ活動の促進のためには、地域集会所等の活動拠点を確保し、地域住民に提供することが必要不可欠である。そこで行われる各種コミュニティ活動の公益性を確保するため、施設利用料金については安価に設定する必要がある、利用料徴収による収益は見込めない。先に述べた通り、当該団体の財政基盤は脆弱であり、その活動には公益性が求められるため、収益事業を実施することができず、保有財産にかかる固定資産税の支払いに必要な財源を確保することができない。		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	大正区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、防犯・防災活動に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりに資する。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 当該施設の所有者である地域団体は収益事業を行わない団体であり、運営費は会員からの会費等により活動を行っている。 当該施設は政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり必要不可欠であるが、大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っているため。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有                      ・                      無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>本来の地方自治体の役割でもある地域コミュニティの形成に寄与する当該団体の運営において、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。</p>		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	天王寺区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 大きな公共を担う、自律的な地域運営の仕組みづくりの促進のため</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 大阪市では、新しい市政改革プランのもと、地域のことは地域で決めるという基本に立ち返り、大きな公共を担う新しい地域社会づくりを進める自治の仕組みとして、幅広い地域住民参画のもと、区内各地域において、概ね小学校区を基本とした自律的な地域運営の仕組みとして、地域活動協議会の形成支援を行うこととなっている。 今後概ね2ヶ年で、全地域で地域活動協議会を立ち上げ、協議会活動を円滑に進めることが各地域に求められるが、地域活動の拠点施設として、地域集会所は欠かせない存在である。地域活動協議会では、今後、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの取組もめざすこととしているが、現時点では、十分な自主財源があるわけではなく、地域課題の解決という公益的役割を果たす地域活動協議会の取組を促進するため、当面の間は、引き続き減免の支援が必要であると考える。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">有</span> <span>・</span> <span>無</span> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>上記でも既述したように、地域集会所は営利を目的とした運営を行う施設ではない。減免措置がなくなった場合、施設運営の負担となると考えられることから、支援は必要である。</p>		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	西淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 地域社会の福祉の増進  (2) 支援の必要性(理由) 公益のために私有財産を無償で提供(貸出)している所有者に対して、行政として何らかの財政支援を行うことは妥当であると考え。		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有                      ・ <input type="radio"/> 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	上記②(2)により土地・建物の所有者に何らかの財政支援を行うにあたっては、当該物件にかかる固定資産税の減免措置が最も効果的かつ効率的である。  ※他の方法(助成金・補助金など)では、所有者個人への給付としての性格が強くなるため、好ましくない		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域コミュニティの安定的な活動拠点となる地域集会所は、活力ある地域コミュニティを実現し、地域住民の福祉の向上に寄与するために必要な施設です。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 活力ある地域コミュニティの実現には、地域住民の触れ合いの場であり、地域活動を支援する場・学びの場・情報共有できる地域コミュニティの活動拠点が必要であると考えます。とりわけ今後の地域活動協議会やこれまでも地域コミュニティの中心的役割を担ってきた地域集会所は、住民が自律的・継続的に運営するもので、その活動趣旨からいっても収益性がなく、地域の安定した活動拠点を継続的に健全に確保するためには財政支援が必要です。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px 15px;">有</span> <span>・</span> <span>無</span> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>②で述べたように、地域集会所には収益性はなく、固定資産税が課税されるとその運営が維持できなくなる恐れがあります。</p> <p>また、地域活動の拠点としての地域集会所は、良好な地域社会の維持及び形成を目的として、もっぱら公益のために使用されており、市税による減免措置を設けることは合理的です。</p> <p>以上のことから、活力ある地域コミュニティの実現と地域社会の福祉の増進という政策目的達成のためには、市税による減免は必要と考えます。</p>		



## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	東成区役所
①	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 2 号	
②	財政支援の必要性	<p><b>(1) 政策目的</b> 地域社会における人々の交流を活発にして、地域住民相互の連帯感を高めることにより、健康で創造性豊かな市民生活が営めるよう、地域の社会づくりの支援や、コミュニティ活動の振興を本市の行政施策としている。</p> <p><b>(2) 支援の必要性(理由)</b> 上記施策の実現のために、地域活動の場(拠点)として地域集会所の建設・整備がされてきた。建設費については、本市が建設費の一部を補助しているものである。これら本市行政を補完・推進し、公共性・公益性を有し、施設が本来の用に供されており、収益事業を行っていないことから、集会所の減免は必要不可欠である。 なお、集会施設については、市の設置したものも存在するが、同様の施設で民間施設のみ課税されるのは公平性が保たれないと考える。 また、仮に減免を廃止すれば、地域コミュニティが崩壊することに繋がり、地域コミュニティの活性化という本市施策に逆行すると考える。地域集会所に課税するには、担税力という観点からも収益が無いため、税負担は難しいと考える。どちらかという、「減免」というより非課税にする性質ではないかと考える。 収益事業を行っていない「地域集会所」については、他都市も税を徴収していないと思われる。総務省や他都市の状況も踏まえた対応をすることが求められると考える。</p>	
③	②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有	無
④	③で「有」とした場合、その理由	②の既述と同じ理由。	

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	旭区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		<p>(1) 政策目的</p> <p>地域住民のコミュニティ活動の拠点として、住民相互の交流と連帯感高揚の趣旨をもって地域振興に資することを目的とする。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由)</p> <p>核家族化による児童虐待問題や独居老人の孤独死などの行政課題を解決するためにも、地域コミュニティそのものが地域におけるセーフティネットとしての役割をはたしている。そのセーフティネットを維持・構築する取り組みは本市が担うべき重要な課題であり、住みよいまちづくりに向けた活動を引き続き、地域が自主的に実施するための地域住民のコミュニティ活動の拠点であるため。</p>	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		○ 有	・ 無
④ ③で「有」とした場合、その理由		<p>条例及び規則にあるとおりの趣旨で、本来の用に供していれば、財政支援として減免措置する方法が最も適していると考え。但し、使用状況の確認はその都度必要である。</p>	

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	城東区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <span style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 2px;">固定資産税</span> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <span style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 2px;">規則</span>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域コミュニティ活動の振興促進</p> <p>(2) 支援の必要性(理由)                      ○地域コミュニティ活動は、地域における公益の増進を図るものであり、収益を目的にしたものではない。                      ○地域コミュニティ活動は、これまでから本市行政施策の推進に多大なご協力をいただいている。また、そのための場所として、地域集会施設が活用されている。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<span style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>○集会施設に対する減免措置については、これまでの本市行政への協力に対する代償措置としての側面もあることから、減免廃止となれば、今後の地域活動・市民活動施策の推進や、市政運営に著しい支障を及ぼすことが想定される。</p> <p>○集会施設の維持管理費用については、一部の改修整備を除いて地域が負担しているところであり、減免廃止となれば、日々の活動さえ維持・継続することが困難となり、活動の停滞や衰退につながると考えられる。</p>		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	阿倍野区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容  (該当条例等)	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
		条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 災害に強く、誰もが安心して住める安全・安心のまちづくりの推進。 地域の自主防災組織の強化を継続し、災害後の収容避難所での自主的運営体制づくりの推進</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 現在、地域の会館は、火災等小災害の一時収容避難所としての機能を果たし、大規模災害時には地域の災害対策本部の設置場所となる必要不可欠な施設である。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">有</span> <span>・</span> <span>無</span> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	災害に強い安心・安全のまちづくりを推進するため、固定資産税の減免措置による支援が必要である。		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	住吉区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 助け合い、支えあい、つながりあう、強くてあたたかい地域社会に向け、安全に安心して、楽しく生活ができ、住んでよかった、暮してよかったと区民が実感できる住吉区をつくるという区の目標を達成するため。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 地域コミュニティの復興に向け、地域住民同士の交流を促進するにあたり、必要な資産であるため。また、災害発生時における収容避難所の補完的施設としての役割を果たすことが可能であるため。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<u>有</u> ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	営利目的の資産ではなく、地域住民同士の交流を促進するためなど、公共性のある資産であるため。		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	東住吉区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税  軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 2 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域集会所は小学校下におけるコミュニティ活動の拠点として設置され、地域住民がお互いに交流し自主的に活動できる場として提供し、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設置している。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 区と地域の連携・協働による市民協働を推進するために、地域活動の拠点整備としての支援を行うことが必要である。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>地域住民がお互いに交流し自主的に活動できる場であり、区内の地域コミュニティ事業に極めて密接に関連しているため、区の事業を補完・推進するなど公共的な活動を行っていると言えるため。</p>		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	平野区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	(該当条例等)	条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域社会における福祉などの地域コミュニティの増進</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 地域社会の福祉等の増進のためには、住民相互の連絡やコミュニティ育成といった公共性が高く収益性が低い事業が、必要とされるため。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有      ・      無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>当該固定資産に対し、他の利用目的に供した場合と同様の課税がされれば、上記政策目的について固定資産所有者の協力を得にくくなるため。</p>		

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	西成区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">固定資産税</span> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
	減免内容 (該当条例等)	条例 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">規則</span> 第 4 条 の 3 第 2 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 地域活動協議会は、市政改革プランの中で平成25年度までに各連合単位で、設立するよう求められている。地域振興会などが所有している集会所は、その地域活動協議会の活動拠点とするため。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 現実には、広く地域コミュニティ活動の拠点として利用されており、地域活動支援という区役所の立場からも財政支援が必要</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有                      ・                      無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	地域集会所の運営については、財政基盤が弱いところが多く、地元負担だけでは厳しく、現に市からの補助金で何とか運営している実態がある中で、固定資産税の減免措置がなければ、地域活動に影響を及ぼすと考える。		